

令和6年業種別署別労働災害発生状況（8月末累計）

（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

沖縄労働局

年・署別・局計等 業 種	令和6年(8月末累計)							令和5年(8月末累計)							局計対令和5年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計		那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計		増減数(人)	増減率(%)
製 造 業	48	49	10	(1) 10	4	(1) 121		63	(1) 38	6	2	1	(1) 110		11	10.0
食 料 品 製 造 業	24	26	7	(1) 7	2	(1) 66		36	21	6	1		(0) 64		2	3.1
鉱 業						(0) 0							(0) 0		0	-
建 設 業	53	(1) 47	(1) 10	(1) 12	3	(3) 125		48	(3) 48	4	2	8	(3) 110		15	13.6
土 木 工 事 業	3	9	2	1	2	(0) 17		9	8	1	1	4	(0) 23	▽	6	▽ 26.1
建 築 工 事 業	43	(1) 31	(1) 5	(1) 10		(3) 89		27	(2) 36	2	1	3	(2) 69		20	29.0
交 通 運 輸 事 業	16	1			1	(0) 18		15	5				(0) 20	▽	2	▽ 10.0
陸 上 貨 物 運 送 事 業	39	11				(0) 50		29	8		(1) 2	3	(1) 42		8	19.0
港 湾 荷 役 業	3				1	(0) 4		2		1	1	1	(0) 5	▽	1	▽ 20.0
林 業					1	(0) 1		1		1	2		(0) 4	▽	3	▽ 75.0
農 業、畜 産・水 産 業	2	6	4		1	(0) 13		4	2	2		4	(0) 12		1	8.3
第三次産業（運輸を除く）	286	168	(1) 37	25	33	(1) 549		262	164	37	26	29	(0) 518		31	6.0
商 業	99	46	8	6	3	(0) 162		76	47	3	4	5	(0) 135		27	20.0
小 売 業	64	35	6	3	2	(0) 110		43	40	3	3	2	(0) 91		19	20.9
接 客 娛 楽 業	32	31	14	10	15	(0) 102		31	32	12	8	12	(0) 95		7	7.4
旅 館・ホ テ ル	8	11	10	7	9	(0) 45		11	10	6	4	4	(0) 35		10	28.6
飲 食 店	18	16	2	1	4	(0) 41		14	16	3	2	3	(0) 38		3	7.9
保 健 衛 生 業	75	32	7	4	5	(0) 123		67	45	10	3	5	(0) 130	▽	7	▽ 5.4
社 会 福 祉 施 設	64	26	7	3	5	(0) 105		43	33	8	2	5	(0) 91		14	15.4
ビルメンテナンス業	20	16		2	4	(0) 42		27	6	2	7	3	(0) 45	▽	3	▽ 6.7
そ の 他 の 業 種	60	43	(1) 8	3	6	(0) 120		61	34	10	4	4	(0) 113		7	6.2
全 産 業	(0) 447	(1) 282	(2) 61	(2) 47	(0) 44	(5) 881		(0) 424	(4) 265	(0) 51	(1) 35	(0) 46	(5) 821		60	7.3

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。

2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。

3. 「▽」は減少を示す。

4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。

5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。

6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（と畜場を除く）、官公署、その他の事業を示す。

令和6年死亡災害発生状況（8月末現在）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	宮 古	はさまれ・ 巻き込まれ	整地・運搬・ 積み込み用機械	その他の食料品製造業	1月中旬	50歳台	50～99	ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。
2	名 護	墜落・転落	足場	その他の建築工事業	1月中旬	20歳台	1～9	RC造4階建てビルの外壁改修工事における躯体周囲の単管足場の組み立て作業中、頭部から出血し地面上にうつ伏せで倒れている被災者が発見され、その後死亡したもの。
3	宮 古	墜落・転落	足場	鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業	2月中旬	10歳台	10～29	高さ12.8mの外壁足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したもの。
4	名 護	交通事故 (道路)	トラック	警備業	6月下旬	40歳台	50～99	ダンプトラックが港湾施設から道路へ出ようとしていたところ、付近にいた者がダンプトラックに接近したので、これを制止しようとした警備員がダンプトラックに轢かれたもの。
5	沖 縄	感電	送配電線等	その他の建築工事業	7月上旬	30歳台	1～9	足場の組立作業中、足場外部にメッシュシートの取り付けを行っていた際、被災者の 上方にあった送配電線に被災者が接触し、感電したもの。
6	名 護	高温・低温の 物との接触	高温・低温環境	その他の建築工事業	7月中旬	60歳台 以上	1～9	工事現場で、被災者が資材の片づけを行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送後 に死亡したもの。

※死亡災害報告(速報)によるため、労働者死傷病報告にて集計している労働災害発生状況の死亡者数と一致しないことがある。
※記載された情報は今後の調査により修正される場合がある。

『金属アーク溶接等作業主任者』

金属アーク溶接等作業において発生する「溶接ヒューム」は、発がん性が認められ、また深刻な神経機能・呼吸器系の健康障害を発生させるおそれがあることから**特定化学物質**に追加され、労働安全衛生法令（**安衛法第14条、安衛法施行令第6条18号、特化則第27条**）で「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した有資格者から「**特定化学物質等作業主任者**」を選任しなければならないことと規定されましたが【令和3（2021）年4月施行】、金属アーク溶接等作業のみに従事する者に向けて、金属アーク溶接等作業に限定した「**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**」が新設され、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、「**金属アーク溶接等作業主任者**」を選任することができることとなりました【令和6（2024）年1月施行】。